

平成30年 第3回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成30年 第3回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成30年3月30日午後3時00分～午後3時45分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (13名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	
	7 番	打 田 佳 史	8 番	福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美	10 番	浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
			14 番	只 野 透
5 欠席委員 (1名)	13 番	谷 口 学		
6 議事日程				
日程第1 総会会期の決定について				
日程第2 議事録署名委員の指名について				
日程第3 諸般の報告について				
日程第4 報告第1号 農用地利用集積計画に基づく法律関係の失効について				
日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)				
日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)				
日程第7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について				
日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画 (案) について (平成30年4月4日公告予定分)				
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代 係 長 佐 藤 文 紀 主任 石 橋 明 奈			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

開 会 宣 告

○事務局長 ただいまから平成30年第3回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。

本日の会議には、谷口委員から欠席の届け出が提出されております。よって本日の会議の出席委員は13名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかにりっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話し合い、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます

○川崎会長 タマネギも枝芽が出る、ビートも既にそういうところで、本当にもう春耕間近だなというのを感じているところであります。今年もいい天候に恵まれて、4年連続の豊作になればと期待をするところであります。

国の方は、予算が成立しました。テレビでは、森友問題が大きな議題となって、どこで予算審議をしているのかなと感じましたけれども、先日、予算が通ったということで、農業については、水田対策が昨年比べて大きく予算がついたようです。

水田から畑に変えるということに対して、補助金を出すということで、少し農政が変わるのかなということと、あと6次化だとか、国もGAPですね、あれオリンピックに向けて国も相当予算をつけているということで、徐々に変わりつつあるのかなと思います。

委員会では農地のコンクリートのハウスを、転用が許可をしないで認めるというようなことも、今、予算審議の中でやっているようでございます。美瑛町の議会におきましては、先日終わりましたがけれども、何十年かぶりに議会です、実は私もちょっと勉強不足で申し訳なかったんですけども、町として、稲作農家に1俵の支援、2年間続いたんですけども、今年度は何か打ち切りというようなことになったそうです。

議会としても、それはちょっと約束違反ではないかというような、何て言うんですか、忘れましたが、そういうものを文章化して、本年度の予算を議会が承認したということで、今後どういう形になるかというようなことで、農家にとっていい話が聞ければいいかなと、そんなふうに思っているところでございます。

それと先日、美瑛農協の70周年、この中に出られた方もおられますけれども、本当に素晴らしい式典でした。70年それぞれの時代時代で大変なことがありましたけれども、今まで継続して美瑛町の農業を守っているという意味では、時代時代の執行者あるいは代表者に敬意を表するところであります。

また今年度は、職員の異動がないということで、歓送迎会という名前は省かせていただきましたけれども、実は谷口君が、農協の監事を兼務するというので、大変な仕事を引き受けたということと、大森さんが正式に農業委員会の花嫁相談員になります。そういうのも含めて、お祝いをしようということで、この後終わった後の懇親会を計画させていただきましたけれども、大森さんがインフルエンザで出られないと、谷口君は、会議がありますけれども、夜の交流会には参加していただけるということでございます。

どうかこの後、農林課の説明もありますけれども、ちょっと長い1日、半日になりますけれども、最後までご協力をお願いしたいと思います。

それともう1点。長くなって申し訳ありません。まだ正式では4月1日の広報に、農業委員の募集をかけるんですけど、昨日新星の方から連絡がありまして、今まで美馬牛新星で、1人出したんです。今回新星の方から、出したい。昨日の段階で、本人の承諾を得て出したいということで、仮の名前も公表していいと思いますが、今、改善組合長の大場さんを農業委員として挙げたいということで、向こうの方から私の方に連絡ありましたので、皆さんに、ご紹介をさせていただきます。そんなことで、今日またよろしく申し上げます。

○事務局長 それでは会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いいたします。

○議 長 これより会議を開きます。本日の議事日程は印刷物の配布のとおりです。日程第1総会会期の決定についての件を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により2番古川委員、9番平間委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、3月5日、平成30年第2回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長他14委員が出席しております。
2番、同じく5日、第41回美瑛町農業者年金協議会代議員会を開催し、会長外4委員が出席しております。
3番、3月12日美瑛町議会第1回定例会が開催され、会長が出席しております。
4番、3月15日、美瑛町農業再生協議会臨時総会が開催され、会長が出席しております。
5番、同じく15日、平成29年分農業所得税確定申告反省会が開催され、会長が出席しております。
6番、3月16日美瑛町議会第1回定例会が開催され、会長が出席しております。
7番、同じく16日、美瑛町中山間事業推進協議会連絡協議会監査が開催され、会長が出席しております。
8番、3月20日、美瑛町農協70周年記念式典記念祝賀会が開催され、会長が出席しております。
9番、3月22日、平成29年第4回美瑛町農業振興機構理事會が開催され、会長が出席しております。
10番、3月22日、美瑛町土地開発公社理事会が開催され、職務代理が出席しております。
11番、3月27日、美瑛町立病院運営審議会が開催され、職務代理が出席しております。
12番、3月29日、平成29年度美瑛町広域環境保全協議会総会が開催され、会長が出席しております。
13番、同じく29日、平成29年度、第1回美瑛町中山間地事業連絡協議会が開催され、会長が出席しております。
以上です。

○議 長 これで、諸般の報告をおわります。

○議 長 日程第4、報告第1号、農地利用集積計画に基づく法律関係の失効について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、農用地利用集積計画に基づく法律関係の失効について。
1月25日開催の第1回総会で審議いただきまして、1月30日に公告をいたしました、農用地利用集積計画のうち、番号17番、〇〇〇〇さんから●●●●さんへの売買について、対価の支払時期を3月末日と定めておりましたが、期日までに支払いが行われる見込みがないため、こちらの法律関係が失効するものです。失効日は4月1日です。

なお、融資が7月に行われる見込みであることから、両者の希望により支払期限を7月末日とし、議案第4号にて再度集積計画に挙げておりますので、後ほどご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります

○議 長 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。

議案第1号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人 ○○○○さん、譲受人 ●●●●外5件の許可の可否について、審議を求めるものです。

案件説明の前に報告させていただきます。今後お諮りする案件全6件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われ、機械、労働力、技術、通作距離などを見て問題ないこと、農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしていることを申し添えます。

番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△外△筆、計△,△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●への売買による所有権移転申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から南西に約△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に売買したい。譲受人には上記理由により承認願いますとのこと。価格は△△万円で10a当たり△万円です。

詳細につきましては、議案2頁をご確認ください。

○議 長 ただいまの件に関連して、担当委員であります■委員から補足説明をお願いします。

○■委員 ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。○さんはもう高齢だからということで、以前からこの土地を処分したいということで、●●●●さんのほうに何度か足を運んで、そのたびに価格の折り合いがなかなかつかないという

ことのようにございました。

今回、価格の面でも折り合いが付き、隣接している土地で、道路沿いということで、●●●●さんにとりましても、その土地を求めることで、他の方を買われていると都合が悪いことが生じないようにということでございました。

以上、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議 長 ありがとうございます。

○議 長 続いて、番号2番について事務局から説明をお願いします。

○事務局長 番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△△△外△筆、計△万△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転申請です。

申請箇所はJ R美瑛駅から△△△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は経営規模の縮小により隣地である譲受人に当該農地を売却したい。譲受人は上記理由により承認願ひますとのこと。価格は△△万△、△△△円で10a 当たり△万円です。

詳細につきましては、議案3頁をご確認ください。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■委員から補足説明をお願いします。

○■委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。譲渡人である○○○さんは今回規模縮小により赤羽にある農地を全て売却したいということで、後ほど集積の案件にも出てきますが、この農地については、急傾斜等で非常に条件が悪く、やむを得ず価格の面でも、安価となっております。隣接する●●●●さんにお願ひをして譲渡することとなりました。

譲受人である●●●●さんは、現在農協理事として、地域でも模範的な大規模経営を行っております。頼もしいリーダーとして活躍をしております。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議 長 続いて、番号3番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号3番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△△△。面積△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転申請です。

申請箇所はJ R美瑛駅から北東に約△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は離農により当該の農地処分のため、譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由により、承認願ひますとのこ

とです。詳細につきましては、議案4頁をご確認ください。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■委員からの補足説明をお願いします。

○■■委員 ただいま事務局の報告のとおりです。譲渡人である○○○○さんは、昨年まで下宇地区で営農を行っていましたが、離農により前回までの総会で全て処理をしておりましたが、今回、一部農地が残っていたことで、農地の隣接する譲受人である●●●●さんに贈与することとなりました。譲受人である●●●●さんは、次の時代のリーダーとなるべく地域としても大変期待をしておりますし頼もしい方です。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。番号4番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号4番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△△外△筆、計△万△、△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転申請です。

申請箇所はJ R美瑛駅から東に約△△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該の農地処分のため譲受人に売り渡したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのこと。価格は△△△万円で10a 当たり△万△、△△△円です。詳細につきましては、議案5頁をご確認ください。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■委員からの補足説明をお願いいたします。

○■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりでございます。
○○さんは旦那さんが△△年前ぐらいに亡くなりまして、その後も農家をやってたんですが、もう△△何年近く前から□□□□の簡易郵便局になっており、そういう仕事を今ずっとしており、土地を売りたいということになっています。
●●君に対しましては、ここもお父さんが△△年前ぐらいに病気になり、また、△△年前ぐらい、△△年前ぐらいに亡くなったんですけれども、この中でまだ息子もまだ若くて、19、21前のときだったんですけれども、それから家族の中で作業をして今、とても立派な作業をして、もう地域の中でも、中心的なことを進めていく人だと私は確信しております。どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。続いて、番号5番について、事務

局から説明をお願いします。

○事務局 番号5番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△△△、面積△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転申請です。

申請箇所は、JR美瑛駅から北に約△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該の農地処分のため譲受人に売り渡したい。譲受人は、上記理由につき承認願いますとのこと。価格は△△△円で10a当たり△、△△△円です。詳細につきましては、議案6頁をご確認ください。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります私の方から、補足説明をいたします。

○川崎会長 和寒にいます○○さん、もともと●●●●さんの元の地主さんでした。もう既に20数年前に離農され、その頃まだ新農業人であった。●●●●さんに全部農地を処分したと思ったんですけども、たまたまちよっと離れたところに、これだけの面積が調べてみると残っていたということで、こういうことになりました。贈与でもいいんでないのっていう話をしましたら、●●●●は、そういう意味ではきちっとしてるんで、多少の金額ですけども、こういう形で価格を出したということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長 続いて、番号6番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号6番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△外1筆、面積△、△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転申請です。

申請箇所は、JR美瑛駅から南に約△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は本件土地は相続で引き継いだものですが、譲渡人は農業者ではないので、譲受人に申請地を売却し耕作等お願いしたい。譲受人は上記理由により承認願いますとのこと。価格は△万△、△△△円で10a当たり△△、△△△円です。

詳細につきましては、議案7頁をご確認ください。

○議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員であります■委員からの補足説明をお願いします。

○■委員 ○○さんは高齢になりましたですね、この面積を、全面積牧草を植えてて、お願いして、管理していただいていた土地なんですけれども今回高齢で、整理したいということで、●●●●君

が、規模拡大ということになりましたので、よろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第1号、番号1番から、6番について一括して、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。ありませんか。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番から番号6番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第6、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借。
農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定申請のあった、貸主 ○○○○さん、借主 ●●●●さんの許可の可否について審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△外3筆、計△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 ●●●●さんへの使用貸借による利用権設定申請です。申請箇所は、JR美瑛駅から東に約△kmの箇所で、権利設定の理由は貸主は後継者である借主へ貸付したい。借主は自己の営農確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けたいとのことです。
本件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われま。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める、別段面積を超えていることから要件を満たしております。
以上で説明終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■委員からの補足説明をお願いします。

○■委員 はい。説明させていただきます。この件に関しましては、事

- 委員 昨年の11月頃に現地確認をしてもらったんですけども、一部住宅を建てたいということで、牛舎の方も、今住宅立つ所に一応建てるようにはなってるんですけども、まだ、やってくれる業者の人が見つからないということで、少し遅れているのかなと思っております。そういったことで、酪農ですので牛舎と、自宅と、隣接してないと管理が難しいということで、今回、牛舎と今後牛舎も建てるんですけども、先に家の方を建てたいということで、ご了承いただきたいと思います。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより、議案第3号について、発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議 長 それでは採決いたします。議案第3号についての件を、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画案について、平成30年4月4日公告予定分の件を議題とします。
議案第4号、番号1番から番号11番までの件は、一括して審議いたしますので、説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、農用地利用集積計画案について、平成30年第3回平成30年4月4日公告予定分、○○○○さん外10件から利用権の設定等、所有権の移転3件、賃貸借8件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。
番号1番、字□□□□ ○○○○さんから、字□□□□ ●●●●さんへの売買、田1筆△、△△△㎡、売買価格は△△万円、10a当たり△△万△、△△△円です。こちらは、報告第1号にて法律関係の失効の報告をした案件です。支払期限を7月末日に変更しております。
番号2番及び3番につきましては、字□□□□ ○○○○さんの規模縮小のため、経営地の一部を隣地耕作者へ売買するものです。
番号2番、字□□□□ ●●●●さんへの売買、畑1筆、△万△、△△△㎡、売買価格は△△万△、△△△円で10a当たり△万円です。

番号3番、字□□□□ ●●●●さんへの売買、畑2筆、△万△、△△△㎡。売買価格は△△△万△、△△△円で10a当たり△万円です。

番号4番、字□□□□ ○○○○さんから、□□□□ ●●●●さんへの賃貸借、畑1筆、△万△、△△△㎡、賃借料は△万△、△△△円で、10a当たり△、△△△円です。期間は1年間で、平成30年度保有合理化事業に参加予定です。以前より●●●●さんへ賃貸借していた農地ですが、保有合理化事業参加のため、それまでの期間更新するものです。

番号5番、□□□□ ○○○○から、字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借、田4筆、畑3筆、計△万△、△△△㎡、賃借料は△△万△、△△△円で、10a当たり田畑ともに△、△△△円で、こちらは○○○○が営農を辞めることから、そばで新規就農を希望している●●●●さんへ賃貸借するものです。新規就農のため、推薦書と5カ年計画を添付しております。賃貸借期間は1年間とし、平成30年度保有合理化事業に参加予定です。

番号6番及び7番は、字□□□□ ○○○○さんの規模縮小のため、経営地の一部を隣地耕作者へ賃貸借するものです。

番号6番、字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借、畑1筆、△万△、△△△㎡。賃借料は△△万△、△△△円で10a当たり△、△△△円です。期間は3年間です。

番号7番、字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借。畑5筆、△万△、△△△㎡。賃借料は△△万△、△△△円で10a当たり△、△△△円です。期間は3年間です。

番号8番、字□□□□ ○○○○さんから、字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借。田2筆、畑2筆、計△万△、△△△㎡。賃借料は△万円で10a当たり田畑ともに△、△△△円です。期間は5年間です。こちらは○○○さんの離農に向けた農地処分です。なお、借受人の経営面積が△△△aとなっておりますが、こちらは美瑛に所有する農地の面積であり、ほかに旭川で約11町の経営地があるため、合計で12町3反ほどとなっております。

番号9番から11番は、いずれも賃貸借期間の更新です。

番号9番、字□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借、田1筆、△万△、△△△㎡。賃借料は△万△、△△△円で10a当たり△万△、△△△円です。期間は5年間です。

番号10番、字□□□□ ○○○○さんから、字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借、田4筆、△万△、△△△㎡。賃借料は△△万△、△△△円で10a当たり△、△△△円です。期間は5年間です。

番号11番、字□□□□ ○○○○さんから、字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借、田1筆、△万△、△△△㎡。賃借料は△△万△、△△△で10a当たり△、△△△円です。期間は5年間です。

以上、設定を受ける者 11 件、11 名、設定をする者、田 13 筆 7 万 6,047 m²。畑 15 筆、16 万 7,041 m²。計 28 筆、24 万 3,088 m²です。

以上で説明終わります。

○議 長 議案第 4、番号 1 番から番号 11 番までの件について発言ある方は挙手願います。ありませんか。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

○議 長 それでは採決いたします。
議案第 4 号、番号 1 番から番号 11 番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。
以上をもちまして、平成 30 年第 3 回農業委員会の総会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成 30 年 月 日

美瑛町農業委員会長

川 崎 章 道

美瑛町農業委員

古 川 勝 義

美瑛町農業委員

平 間 初 美